

宿 泊 約 款

株式会社北日本リゾート

令和6年9月21日

第1条（適用範囲）

- 1.当施設が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令等（法令又は法令に基づくものをいう。以下同じ。）又は一般に確立された習慣によるものとします。
- 2.当施設が、法令及び習慣に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらずその特約が優先するものとします。

第2条（宿泊契約の申込み）

- 1.当施設に宿泊契約の申込みしようとする者は、次の事項をお申し出いただきます。
 - 1.) 宿泊者名
 - 2.) 宿泊日及び到着予定時刻
 - 3.) 利用宿泊プラン
 - 4.) その他施設側が必要と認める事項
2. 宿泊者が、宿泊中に（第1項2.）号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し出た場合、当館は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。
3. （第1項3.）号の利用宿泊プランは、宿泊契約の申込み時においてのみ有効とします。申込み時と異なる利用宿泊プランでの宿泊を希望する場合は、新たな宿泊契約の申込みをしていただきます。なお、申込み時の予約は当然には解除されませんので、別途必要な手続きをとっていただくものとします。

4. 宿泊者は、宿泊者と当施設との間の宿泊契約または宿泊予約の地位又は宿泊契約に基づく権利を第三者に譲渡することは、不適切な転売行為を防止し全てのお客様に適切な宿泊の機会を提供するため、当施設が明確に承諾する場合を除き禁止されていることを了解の上、宿泊契約の申込みをするものとします。

5. 宿泊者は、合理的な理由のない、同一利用者による同一日における重複する宿泊及び類似の日程における複数の宿泊の宿泊契約の申込みは、当館が可及的に多くのお客様に宿泊の機会を提供するため禁止されていることを了解の上、宿泊契約の申込みをするものとします。

第3条（宿泊契約の成立等）

1. 宿泊契約は、当館が前条の申し込みを承諾した時に成立するものとします。ただし、宿泊プランによっては、前条の申込後、事前決済を行っていただき施設が入金を確認したときに成立するものとします。なお、当施設が承諾をしなかったことを証明したときはこの限りではありません。

第4条（宿泊契約締結の拒否）

1. 当施設は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。ただし、本項は、当施設が旅館業法第5条に掲げる以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。

1.) 宿泊の申込が、この約款によらないとき。

2.) 満室（員）により客室の余裕がないとき。

3.) 宿泊しようとする者が、宿泊に関して、法令の規定、公の秩序を若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。

4.) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められたとき。

イ 暴力団による不当な行為防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条

第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という）。暴力団準構成員又は暴力団関係者
その反社会的勢力。

ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき

ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの

5.) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。

6.) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。

7.) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求め
たとき。

8.) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

第 5 条 (宿泊契約締結の契約解除権等)

1. 宿泊しようとする者は、当施設に対し前条に基づいて宿泊契約の締結に応じない場合、その理由の説明を求めることができます。

第 6 条 (宿泊客の契約解除権)

1. 宿泊者は、当施設の責めに帰すべき事由により宿泊契約を解除するときは、当施設に申し出て
宿泊契約を解除することができます。

2. 宿泊者は、キャンセル規定において変更・解約を不可とされているプランを除き、当施設に申し出て、
宿泊契約を任意に解約することができます。この場合、当施設は、キャンセル規定に従い取消料を申し受けます。

3. 当施設は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後 21 時(事前に到着予定時刻が明示されてる場合は、その時刻を 2 時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は
宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

第7条（当館の契約解除権）

1.当施設は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

ただし、本項は、当館が旅館業法第5条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあるのを意味するものではありません。

1.) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。

2.) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。

イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき

ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの

3.) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。

4.) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。

5.) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。

6.) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。

7.) 都道府県条例第条（第号）の規定する場合に該当するとき。

8.) 指定場所以外での喫煙、消防用設備等に対するいたずら、その他当施設が定める利用規

則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る。）に従わないとき。

2.当施設が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を

受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

第8条（客室の使用時間）

1.宿泊客が当館の客室を使用できる時間は、宿泊契約ごとに設定されたチェックイン

時間からチェックアウト時間までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、

到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2.当施設は、前項の規定にかかわらず同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。

第9条 (利用規則の遵守)

1.宿泊客は、当館においては、当館が定めて掲示した利用規則に従っていただきます。

2.前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。

その場合には適切な方法をもってお知らせします。

第10条 (料金の支払い)

1.宿泊料金の内訳は、以下のとおりとします。

宿泊料金 追加料金 税金 サービス料 (その定めがある施設に限ります)

2.宿泊料金等の支払は、通貨又は当施設が認めたクレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊契約の成立時からチェックアウトの時まで又は当館が請求した時、当施設にお支払いいただきます。

3.当施設は、宿泊者に対する客室の提供の準備をし、使用が可能になったのち、宿泊者が任意に宿泊しなかった場合においても当館規定に沿って宿泊料金を申し受けます。

第11条 (当館の責任)

1.当施設は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当館の責めに帰すべき事由によるものでないときはこの限りではありません。

第12条 (契約した客室の提供ができないときの取扱い)

1.当施設は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。

2.当施設は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の

補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当施設の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

第13条（宿泊客の手荷物又は携帯品の保管）

1. 宿泊客の手荷物、携帯品、スキー並びにスノーボード関連用具、現金並びに貴重品などが宿泊に先立って当館に到着した場合、その保管場所は宅急便荷物預かり所とし、そのお渡しする場所は宅急便受付カウンターといたします。手荷物、携帯品、スキー並びにスノーボード関連用具、現金並びに貴重品などの滅失、毀損等の損害が生じたときは、宿泊客が郵送を依頼した宅急便業者の利用約款準拠し、郵送した宅急便業者の取扱事項となります。
2. 宿泊客の手荷物、携帯品、スキー並びにスノーボード関連用具、現金並びに貴重品の宿泊に關しての保管場所は当館が指定した無料の施錠ロッカーとします。手荷物、携帯品などが多量のため指定したロッカーに収まらない場合は、備えつけの有料ロッカーをご利用ください。
3. 宿泊客がチェックアウトしたのちフロントにお預けになった手荷物について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当施設は、その損害を賠償します。現金並びに貴重品のお預けは備えつけの有料ロッカーをご利用ください。
4. 宿泊客が、当館内にお持込みになった手荷物でフロントにお預けにならなかったものについて、当施設の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当施設はその損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の申告のなかったものについては、当施設に故意又は重大な過失がある場合を除き、その損害を賠償いたしません。
5. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品等の携行品当館に置き忘れていた場合においてその所有者が判明したときは、当施設は、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明せず意図的に放置されたことが合理的推認される場合、当施設の定める保管期間が経過しても携行品

に関するご連絡がない場合には、故意に遺棄され所有権が放棄されたものとみなす取扱いをさせていただきます。

第14条（お持込品等の取扱い）

- 1.多額の現金及び貴重品のお持込みをご希望の場合は、セキュリティ等の事情から事前にお知らせください。お知らせいただいた場合でも、当施設の判断によりお持込みをお断りする場合があります。なお、当施設にお知らせいただかずにお持込みになられた多額の現金及び貴重品の毀損・汚損・紛失等について当施設は責任を負いかねます。
- 2.宿泊者がお持込みになった現金、貴重品、手荷物又は携行品については、宿泊者にて保管・管理していただくものとし、当施設が個別の手續においてにその保管・管理をお引き受けした場
合を除き、毀損・汚損・紛失等について、当施設に故意又は重大な過失がある場合に限り損害
を賠償するものとします。
- 3.前項の賠償については、客観的に損害額が立証されることを条件に当該損害を賠償するものと
します。宿泊者の主観的な価値にかかわらず、損害額の客観的な評価が困難な場合については
10万円を限度に相当額を賠償します。

第15条（宿泊者の責任）

- 1.宿泊者の故意又は過失により当施設が損害を被ったときは、当施設は当該宿泊者からその損害
を賠償していただきます。

第16条（客室への入室について）

- 1.当施設は、次に掲げる場合において、宿泊者のチェックイン後であっても宿泊者の許可なく客
室へ入室することがあります。
 - 1.) 清掃、ルームサービス等当館のサービスを提供するとき
 - 2.) 法令の規定、利用規則、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがある

と認められるとき、または同行為をしたと認められるとき。

3.) 警察・消防の指導に従い、入室が必要と判断されたとき。

4.) 建物・設備の保全上必要があると判断されたとき。

5.) 宿泊者の安否確認・安全確保のため必要と当施設が判断したとき。

第 17 条（駐車の実責任）

1. 宿泊客が当施設の駐車場をご利用になる場合、当施設は場所をお貸しするものであって車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当スキー場の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

第 18 条（条項の分離性について）

1. 宿泊約款は、その一部が公的機関により違法又は無効であると判断された場合であっても、当該一部を除く部分はその影響を受けず、有効に存続するものとします。

第 19 条（準拠法及び裁判管轄について）

1. 宿泊約款は日本法に従って解釈され、宿泊約款に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意裁判所とします。なお、当施設が日本国外に所在する場合において、宿泊約款は所在地の法令に従って解釈されるものとし、専属的合意管轄裁判所は定めないものとします。

第 20 条（宿泊約款の変更）

1. 宿泊約款は、民法上の定型約款に該当し、宿泊約款の各条項は、宿泊者の一般の利益に適合する場合または変更を必要とする相当の事由があると認められる場合には、民法の規定に基づいて変更します。
2. 宿泊約款の変更は、宿泊約款の変更内容がこのウェブサイト上で公表された後、指定された効力発生日から適用されます。

附則

最終変更掲載日 2024年9月21日 効力発生日 2024年10月1日